

英国の会社清算・倒産手続き

－ 第一回 債務の完済を前提とした会社の清算 －

ヨーロッパニュースレター

2025 年 9 月 16 日号

執筆者:

伊藤 慎悟

shingo.ito@nishimura.com

木津 嘉之

y.kizu@nishimura.com

桐山 巧

t.kiriyama@nishimura.com

日本企業による英国への投資は引き続き旺盛であるところ、投資に当たっては、英国法人の設立から消滅までのライフサイクルを理解しておくことが有益である。事業の終了は、戦略的なグループのリストラクチャリングや事業目的の達成など、様々な事業上の理由により起こり得る。一方、英国においては、会社清算・倒産手続きとして似たような仕組みが複数混在しており、日本企業にとって仕組みがわかりにくい。そこで、本ニュースレターでは、英国における会社清算・倒産手続きの種類について概説する。第一回の本稿では、英国における債務の完済を前提とした会社清算の仕組みについて概観する。

1. Members Voluntary Liquidation (MVL)

MVL は、日本の通常清算に該当し、会社の債務を全額支払うことができるときに取られる清算方法である。日本と大きく異なる点として、日本では、当該会社の取締役が清算人となることもできるが、英国においては、有資格者 (qualified insolvency practitioner) に清算人業務を依頼する必要がある。また、日本においては、管財人業務は弁護士が行うが、英国における insolvency practitioner は、会計士である。MVL の手続きは、Insolvency Act 1986 および Insolvency (England and Wales) Rules 2016 (SI 2016/1024) に規定されている。

(1) MVL 開始前の事業の終結処理

MVL は、会社の債務を全額支払った上で、会社を清算する手続きであることから、通常は、ある程度の期間をかけて、計画的に実施される。

先述のとおり、MVL は、有資格者を清算人として選任しなければならず、清算人の報酬は、タイムチャージベースで請求されることが多いため、清算人の業務が多くなればなるほど、MVL の費用が上がってしまう。そのため、法定の清算人の権限を使う必要があるような事案の処理を除き、MVL 開始前に事業の終了の処理を進めることで、MVL の費用を抑えるやり方が一般的である。

MVL 開始前の事業の終結のために実施すべき事柄は、従業員の整理解雇 (redundancy)、保有資産の売却・処分、既存契約の終了、債務の弁済や借入金の返済、賃借物件の返却、各種登録の抹消など多岐にわたる。

ところで、従業員を整理解雇する場合には、法定の手順を経る必要があり、特に留意が必要な点として、従業員とのコンサルテーション手続きが挙げられる。これは、雇用法上、事業終了の決定は、従業員とのコンサルテーション手続きにおける従業員からのフィードバックも考慮したうえで行わなければならないため

である。そのため、英国法人の事業の終了を決定したうえで、従業員の整理解雇などの手続きを進めていくことはできず、雇用法の専門家のアドバイスを受けながら、まずは、事業の終了の計画を準備したうえで、従業員とのコンサルテーション手続きを実施し、事業終了の最終決定をするという手順を踏むことが肝要である。

(2) MVL の開始のための手続き

MVL の開始のための手続きは、以下の手順で実施される。

債務完済が可能であることの宣言を含め、手続きをすべてオンラインで完結させることも可能であるため、事前に書面を準備しておけば、MVL 開始の手続き自体は、短時間で完了する。

清算人が正式に選任されるのは、下記の株主の決議の時点であるものの、実際には、清算人候補者の所属事務所との間で選任に向けた業務委託の契約を締結し、清算人候補者の主導で MVL 開始のための事前準備をしたうえで、以下の正式な手続きが取られることになる。

(i) 取締役会の決議と債務完済が可能であることの宣言 (declaration of solvency)

取締役会において、会社について MVL を開始させる手続きを進めることを承認する。その後、会社の取締役の過半数が、12 カ月内に法人の債務を全額支払うことができることを宣言する。12 カ月内に会社の債務が完済されなかった場合には、宣言が真実であることについて合理的な根拠があったことを宣言をした取締役が立証できない限り、当該取締役に対して刑事罰が科される可能性がある。その重要性から、この宣言は、statutory declaration という方式で行わなければならない、ソリシターなどの一定の資格者の面前で行う必要がある。

(ii) 株主の特別決議

株主が、会社について MVL を開始させることを特別決議により決定する。MVL 開始のための株主の特別決議は、処理の簡便性から、書面決議で実施することが多い。

株主が、清算人の選任も行う。

(3) MVL における清算人の活動

MVL が正式に開始すると、清算人は、MVL 開始のための株主の特別決議と債務の完済可能性に関する宣言を商業登記所 (Companies House) に登記する。また、清算人は、MVL が開始した旨を官報 (Gazette) で公告する。

MVL 開始とともに、取締役は、原則として、会社に関する権限を失い、清算人が、会社の資産を換価し、債務の返済を行う。もっとも、上記のとおり、MVL 開始前に、資産の換価と債務の返済を基本的に済ませることが多いため、MVL 開始後に実施される処理は、最終の税務処理に限られることも多い。この場合でも、最終の税務処理を完了するのに一定の期間が必要になることから、MVL の完了には、6 ヶ月程度の期間を要する。なお、MVL が開始すると、MVL の開始前の期間に関する税額について (申告・納期限前であっても) 遅延加算金が課されるため、MVL 開始前に、税務アドバイザーと相談する必要がある。

なお、会社に関して偶発債務が存在する場合、清算人は、偶発債務の価値を評価し、同額を債権者に支払うことで偶発債務を清算することができる。また、清算人は、邪魔な資産 (onerous property) を放棄する (disclaim) 権限を有する。邪魔な資産の典型例は、賃借不動産である。不動産を賃借している場合、テナントは、大家の承諾がなければ、賃借を終了できないのが原則であるが、清算人はこれを放棄することで賃借を終了できる。

(4) MVLの終了と会社の消滅

清算人は、債務を完済した後、残余財産を株主に分配し、MVLを終結する。清算人がMVL終結の登記を商業登記所（Companies House）に登録後、3カ月で会社は消滅する。

2. Strike off

Strike offは、商業登記所（Companies House）における会社の登録を抹消する手続きである。MVLと異なり、清算手続きを経ることなく、端的に会社の登録が抹消されることにより、会社が消滅する。Strike offは、取締役による申請のみで実施可能であり、有資格者に清算業務を委託する必要もないことから、比較的簡易かつ安価に会社を消滅させることができる。

もっとも、後述のとおり、Strike offの申請後、取締役は、債権者に対して通知をしなければならないところ、債権者の所在が不明の場合には、この通知をすることが事実上不可能であることから、Strike offの手続きは使えず、MVLを選択すべきことになる。

Strike offが使われる典型的な場面は、事実上事業を終了したものの、法人自体は長らく残ってしまっている休眠会社を消滅させる場合が挙げられるが、後述のとおり、法的には、事業終了から3カ月経過すれば、Strike offを利用することが可能である。

Strike offの手続きは、Companies Act 2006の1003～1011条に規定されている。

(1) Strike offが利用できない場合

以下のいずれかの事象に該当する場合、Strike offを利用することはできない。また、Strike offの申請後にこれらの事情が生じた場合には、取締役は、Strike offの申請を取り下げなければならない。

(i) Strike offの申請から3カ月前の期間中に、以下のいずれの事象が生じた場合

- 会社名の変更
- 取引その他の事業の遂行
- 取引または事業の遂行の停止前に、取引または事業の遂行の目的で保有していた資産または権利の対価を受ける処分
- 以下の目的のために必要又は役に立つ行為を除くその他の活動一切
 - Strike offの申請または申請の決定
 - 会社の事務の終結
 - 法令順守

(ii) 倒産手続きや清算手続き等の手続きに係属している場合

(2) Strike off開始前の事業の終結

Strike offは清算手続きを経ないため、Strike off開始前に、事業の終結に必要な処理を完了させておく必要がある（事業の終結に必要な処理および整理解雇の留意点については、MVLに関する1（1）ご参照）。

また、MVLであれば、清算手続きの最後に株主への残余財産分配がなされるが、Strike offの場合にはこれに相当する手続きが存在しないため、Strike offの申請前に、株主に対する資産返却の手続きを取っておく必要がある（具体的には、株主への中間配当や減資の手続きにより実施する）。

これらの事前処理を行うことが、必ずしも上記（1）（i）の3カ月の待機期間中に禁止されるものではないが、待機期間中に実施することの可否の線引きが明白でない場合もあるため、これらの処理がすべて完了

してから3カ月経過した後に Strike off を申請することが望ましい。

(3) Strike off の手続きの流れ

(i) Strike off の申請

Strike off の申請は、取締役会での承認後、商業登記所（Companies House）に対して DS01 という所定のフォームを提出することにより行う。DS01 は、取締役の過半数以上の名義で提出する必要がある。DS01 には、上記（1）の Strike off が利用できない事情が存在しないことの確認文言も含まれている。

(ii) Strike off を申請した事実の通知

DS01 の提出名義人となった取締役は、Strike off の申請日から7日以内に、以下に掲げる者に対して、DS01 の写しを交付しなければならない。これを怠った場合、刑事罰が科される可能性がある。

- 株主
- 取締役（DS01 の提出名義人を除く）
- 債権者（偶発債務の債権者および期限未到来の債権者を含む）
- 従業員

ところで、上記（2）のとおり、Strike off の申請前に、事業の終結処理を完了させておくべきであるところ、この場合には、債権者および従業員は存在しなくなっているはずである。

また、債権者として、税務署（HMRC）が特に重要であり、Strike off 申請前の税務処理および税務署への通知について、税務アドバイザーのアドバイスにしたがって対応する必要がある。

(iii) 官報（Gazette）公告と Strike off に対する不服申立期間

DS01 が提出されると、商業登記所（Companies House）は、官報において申請の事実と不服申立の機会について公告する。

DS01 が提出されても、法律上、商業登記所は、法人登記を抹消する義務はなく、法人登記を抹消するかどうかは、商業登記所の裁量にゆだねられている。

そのため、商業登記所の定める期間内に利害関係人から不服申立てがあった場合には、その内容に応じて、商業登記所が法人登記の抹消手続きを進めるかどうかを判断する。不服申立ては、商業登記所のウェブサイトを通じてオンラインで実施可能である。

(iv) 法人登記の抹消と会社の消滅

Strike off 申請に関する官報公告から少なくとも2か月間経過した後、商業登記所は、法人登記を抹消することができる。商業登記所が法人登記を抹消した後、その旨が官報において公告された時点で、会社は消滅する。

したがって、スムーズに進んだ場合でも、Strike off 申請から会社の消滅まで、3カ月程度かかる。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com